

事務連絡
令和6年6月14日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } } 大気環境主管部(局) 殿

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

「我が国の非意図的生成 POPs 排出抑制対策について」の公表について

平素より環境行政の推進につき、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国では、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、POPs 条約）」に基づく国内実施計画を令和2年に改定し、当室においては、これに基づき、非意図的に生成するヘキサクロロベンゼン（HCB）、ペンタクロロベンゼン（PeCB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ナフタレン（PCN）及びヘキサクロロブタジエン（HCBd）（以下「HCB等」という。）の大気排出量を推計し、大気排出インベントリを作成するとともに、排出抑制対策を推進しております。

我が国の国内実施計画においては、HCB等の排出量の削減は、ダイオキシン類に係る排出抑制対策と同様の措置が有効と期待されており、ダイオキシン類の排出抑制対策によるHCB等の排出削減効果の検証などが課題となっております。

こうした状況を踏まえ、関連する事業者等に対して排出削減に有効な情報の普及啓発を行うことを目的に「我が国の非意図的生成 POPs 排出抑制対策について」（以下「公表資料」という。）を取りまとめ環境省 HP (<https://www.env.go.jp/air/osen/law/yugai.html>) に公表しました。

つきましては、事業者における非意図的生成 POPs 排出抑制対策の参考としていただくため、貴管下の関連施設*を設置する事業者及び関係団体等に対し、立入検査や意見交換等の機会を捉え、公表資料の情報提供にご協力をいただきますようお願いいたします。

※代表的な関連施設：セメント焼成炉、製鋼用電気炉、産業廃棄物焼却施設、一般廃棄物焼却施設、亜鉛の二次製造、銅一次精錬、アルミニウムの二次製造（溶解炉）、鉄鋼業の焼結炉、鉛回収施設、貴金属回収施設、コークス製造施設、化学物質の製造工程（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、塩化アリル、エピクロロヒドリン、塩化ビニル（モノマー）、1,2-ジクロロエタン、有機顔料系などの製造施設）

概要版：<https://www.env.go.jp/content/000228508.pdf>

本文：<https://www.env.go.jp/content/000228509.pdf>

（担当）環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

原野 本多

TEL 03-3581-3351(内線 6579)

03-5521-8295(ダイヤル)

e-mail TOSHINOBU_HARANO@env. go. jp

TAKAAKI_HONDA@env. go. jp